



平成21年10月2日

大阪経済記者クラブ会員各位

## メンタルヘルス・マネジメント検定試験 第7回公開試験（11月1日施行）の申込み状況について

【問合せ先】大阪商工会議所 人材開発部検定担当（森松、小浜）  
TEL：06 - 6944 - 6505

※紙面等にて、検定試験の申込み・問合せ先をご紹介いただく場合は、メンタルヘルス・マネジメント検定試験センター電話番号（06 - 6944 - 6141）のご掲載をお願いいたします。

- 大阪商工会議所が主催する「メンタルヘルス・マネジメント検定試験」の第7回公開試験（11月1日（日）施行）の申込者数が7,512人となり、過去最多となった。【別紙1の図表1、2ご参照】
- 同検定試験は、心の病の増加が社会全体の深刻な問題になりつつあることを受け、大阪商工会議所が企画・開発したもので、平成18年度から施行している。検定試験を通じて、働く人たちの心の健康と活力ある職場づくりに必要なメンタルヘルスケアに関する知識や対処法を習得してもらう。試験実施コースは、Ⅰ種（人事労務管理スタッフ、経営幹部対象）、Ⅱ種（管理監督者、管理職対象）、Ⅲ種（一般社員対象）の3種類。試験形式は、統一日に所定の試験会場で全国一斉に施行する「公開試験」と、企業・団体等が試験日と試験会場を任意に設定したうえで従業員を対象に試験を施行する「団体特別試験」がある。平成18年度の試験施行以来、公開試験と団体特別試験をあわせた受験者数は計37,970人で、合格者数は計25,533人に上る。
- 同検定試験の申込者が増加している背景として、従業員のメンタルヘルス対策に取り組む企業の増加が挙げられる。平成20年3月に労働者に対する安全配慮義務が明文化された「労働契約法」が施行され、また厚生労働省が策定した第11次労働災害防止計画（平成20年度～24年度）では、主な対策の一つに「メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策」が明記された。従業員が心の病を患うことになれば、企業の生産性が低下するばかりでなく、安全配慮義務違反などの過失があった場合には、訴訟などで企業イメージの低下にもつながる。一方、企業による従業員への教育研修等の取り組みが進むにつれて、従業員も自らの心の健康管理の重要性に対する意識が高まりつつあるものと考えられる。

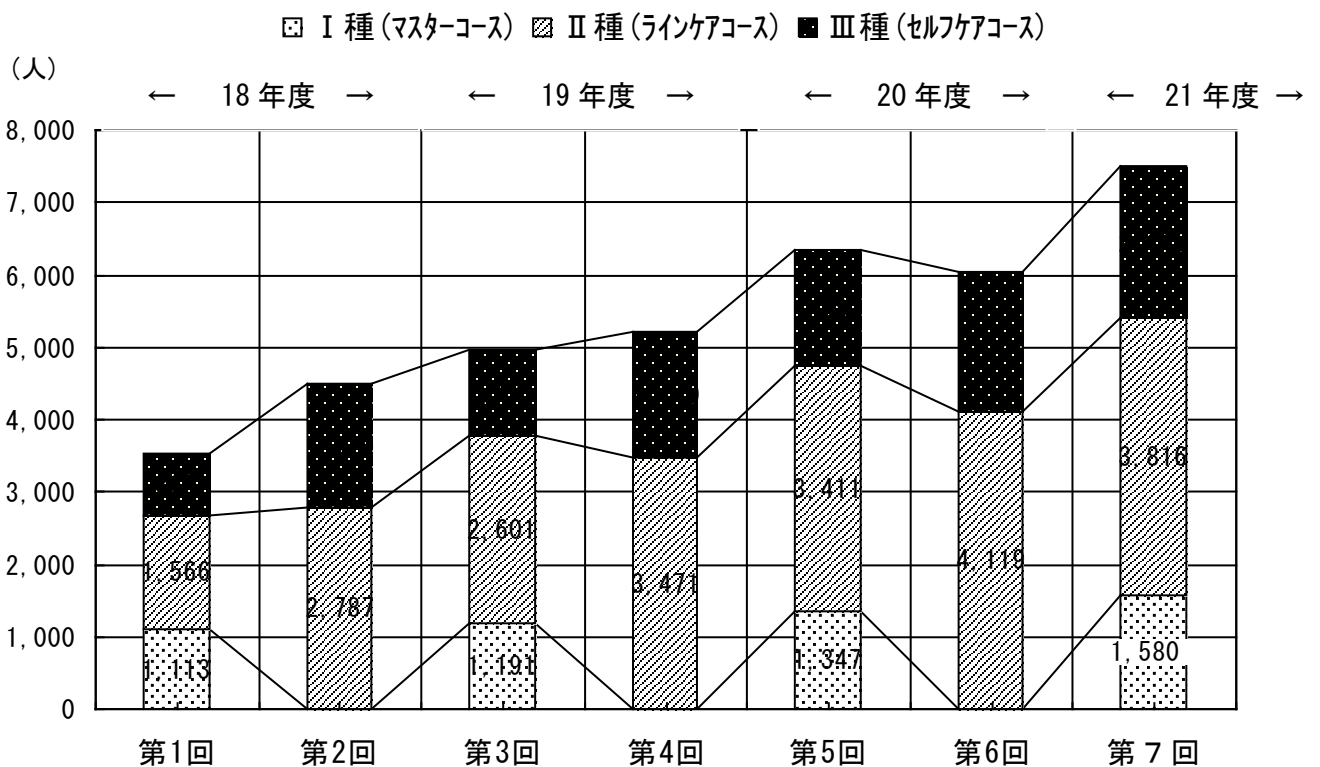
以上

- <添付資料>
- 別紙1 メンタルヘルス・マネジメント検定試験の申込状況等
  - 別紙2 メンタルヘルス・マネジメント検定試験の概要
  - 別紙3 メンタルヘルス対策に関する現状

## メンタルヘルス・マネジメント検定試験の申込状況等

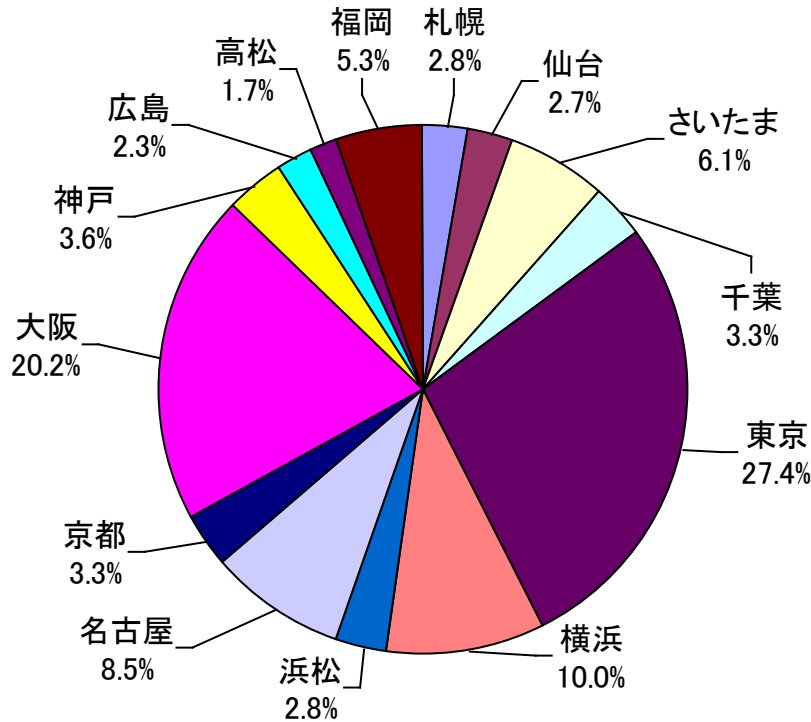
【図表 1】 公開試験申込者数の推移

年度	回次	試験日	施行地数	申込者数(人)			
				I種	II種	III種	合計
21	第7回	H21.11.1.	14	1,580	3,816	2,116	7,512
20	第6回	H21.3.15.	9	—	4,119	1,921	6,040
	第5回	H20.10.19.		1,347	3,411	1,581	6,339
19	第4回	H20.3.16.	7	—	3,471	1,740	5,211
	第3回	H19.10.14.		1,191	2,601	1,175	4,967
18	第2回	H19.3.18.	5	—	2,787	1,719	4,506
	第1回	H18.10.8.		1,113	1,566	862	3,541



【図表2】 第7回公開試験 施行地別の申込者数

施行地	札幌	仙台	さいたま	千葉	東京	横浜	浜松
申込者数	210	206	460	249	2,060	748	212
施行地	名古屋	京都	大阪	神戸	広島	高松	福岡
申込者数	635	250	1,516	272	171	126	397



【 施行地 】

- <平成18年度>  
札幌、東京、名古屋、  
大阪、福岡でスタート。
- <平成19年度>  
仙台、広島が加わる。
- <平成20年度>  
横浜、高松が加わる。
- <平成21年度>  
さいたま、千葉、浜松、  
京都、神戸が加わる。

【図表3】 団体特別試験申込者数の推移

年度	Ⅱ種(人)	Ⅲ種(人)	合計(人)
20	4,728	1,170	5,898
19	3,179	1,369	4,548
18	1,782	762	2,544

【図表4】 試験結果（公開試験および団体特別試験の平成18年度～同20年度の累計）

	コース	受験者数(累計)	合格者数(累計)	合格率
公開試験	Ⅰ種	3,211	515	16.0%
	Ⅱ種	16,186	10,878	67.2%
	Ⅲ種	7,953	5,604	70.5%
団体特別試験	Ⅱ種	7,738	6,350	82.1%
	Ⅲ種	2,882	2,186	75.8%

## メンタルヘルス・マネジメント検定試験の概要

## (1) コース、対象、到達目標

	I 種 (マスターコース)	II 種 (ラインアップコース)	III 種 (セルフケアコース)
対象	人事労務管理スタッフ 経営幹部	管理監督者(管理職)	一般社員
到達目標	社内のメンタルヘルス計画や、社員への教育・研修等の企画・立案、他の専門機関との連携ができる。	部下が不調に陥らないよう配慮ができ、部下の不調時には安全配慮義務に則った対応ができる。	自らのストレスの状況を把握し、不調に早期に気づき、自らケアを行い、必要に応じて助けを求めることができる。

## (2) 出題内容および公式テキスト

- 各コースの問題は、公式テキストとそれを理解したうえでの応用力を問う。
- I 種、II 種、III 種各コース別の公式テキストは、全国の主要書店で販売中（中央経済社刊）。定価は、I 種：4,410 円、II 種：2,940 円、III 種：1,890 円。

## (3) 試験形式等

## ◆公開試験

	第 7 回	第 8 回
試験日	平成 21 年 11 月 1 日 (日)	平成 22 年 3 月 7 日 (日)
施行地	札幌、仙台、さいたま、千葉、東京、横浜、浜松、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、福岡	
実施コース	I 種、II 種、III 種	II 種、III 種
申込期間	受付終了	1 月 6 日(水)～1 月 29 日(金)
受験料	I 種：10,500 円、II 種：6,300 円、III 種：4,200 円	
成績票・合格証 発送日	II 種・III 種：12 月 11 日 (金) I 種：12 月 18 日 (金)	4 月 16 日 (金)

## ◆団体特別試験

- 企業・団体・学校が、所属する従業員や職員、学生を対象に、メンタルヘルスケアに関する教育・研修の一環として同検定試験を実施する制度。

試験日 試験場所	企業・団体・学校が、試験日と受験会場を任意に設定できる（当該企業・団体・学校に、厳正に試験を施行いただく）。
申込受付	随時
実施コース	II 種、III 種 ※各コース 10 人以上の受験者が必要。
受験料	II 種：5,040 円、III 種：3,360 円 <公開試験受験料の 2 割引き>

## メンタルヘルス対策に関する現状

### 1. 労働者のストレスの現状

- 「仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがある」労働者の割合は約 6 割 (58.0%)。原因として、「職場の人間関係の問題」、「仕事の質の問題」、「仕事の量の問題」が多い。
  - ☞「労働者健康状況調査」(厚生労働省、平成 19 年、調査対象 17,785 人、有効回答率 64.3%)
- 最近 3 年間で心の病が増加傾向にあるとする企業は、過半数 (56.1%) にのぼる。
  - ☞「第 4 回 『メンタルヘルスの取り組み』に関する企業アンケート調査」(財社会経済生産性本部、平成 20 年、調査対象は上場企業 2,368 社、回収率 11.4%)
- 休職者がいる企業は 6 割強 (62.7%)。全従業員数に対する休職者の割合は平均で約 0.5%。つまり従業員 200 人に 1 人が休職している。
  - ☞「企業におけるメンタルヘルスの実態と対策」調査(財労務行政研究所、平成 20 年、調査対象は上場企業等 4,168 社、回収率 6.0%)
- 平成 20 年度にうつ病などの精神疾患により労災認定された人は 269 人で 3 年連続で過去最多を更新。うち 66 人は過労自殺(過去 2 番目の高水準)。過労死も 158 人で過去 2 番目に多かった。
  - ☞「平成 20 年度における脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況について」(厚生労働省発表)

### 2. 企業がメンタルヘルスケアに取り組む意義・重要性

#### (1) 生産性の低下や労働力の損失等を回避する

- 従業員がメンタルヘルスを悪化させ、精神的に不安定な状態でいれば、仕事をするうえで集中力や判断力の低下を招き、生産性は低下し、思わぬ事故やミスを起こすことにもつながる。また、少数精鋭主義が浸透している中で、従業員が心の病により休職するようなことになれば、職場の戦力ダウンは避けられない。

#### (2) 企業経営に損失をもたらすリスクを回避する

- 企業に安全配慮義務違反などの過失があり、従業員が過労死や過労自殺をした場合は、損害賠償責任が生じる。過去には、訴訟の結果、企業が高額な遺族補償を支払ったケースもある。また、このようなケースが生じ、企業名が公表されるようなことになれば、対外的な企業のイメージダウンは避けられない。

#### (3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する

- 近年、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性が広く認識され、社会全体としてその実現を図ることが求められており、企業の果たすべき役割は大きい。こうしたなか、企業がメンタルヘルス対策へ積極的に取り組むことが、ワーク・ライフ・バランスの実現に資することになる。